

令和6年度 東京電力福島原子力発電所における  
事故調査・検証委員会の報告書を受けて講じた新たな措置  
(政府事故調独自の提言事項関連)

目 次

1.	本フォローアップ結果の位置付け .....	1
2.	政府が講じた措置 .....	3

## 1. 本フォローアップ結果の位置付け

「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」（平成23年5月24日閣議決定）に基づき設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査、検証及び提言を行うことを目的として平成23年5月24日に発足し、平成23年12月26日の第6回委員会において中間報告の取りまとめを行い、平成24年7月23日の第13回委員会において最終報告の取りまとめを行った。

中間報告及び最終報告には、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因究明等の調査・検証結果のほか、当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言が盛り込まれており、政府は、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることが求められている（表1）。

表1 政府事故調提言抜粋

### VI 総括と提言

#### 3 原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言

当委員会の提言は、いずれも迅速かつ確実に実現を図ることが重要であることから、政府においては、関係省庁・関係部局に提言の反映や実施に向けた具体化を指示するとともに、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることを求めたい。

そのため、毎年度、関係白書等の記述を参考としながら、政府が講じた措置を関係省庁において取りまとめ、内閣府において政府事故調のフォローアップ報告書を公表してきたところ。

他方、政府は、国会法に基づき、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置（いわゆる「国会事故調フォローアップ報告書」）の作成を義務づけられており、毎年度、報告書を作成して国会に提出している。

国会事故調フォローアップ報告書と政府事故調フォローアップ報告書は、構成は異なるものの、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた政府の取組を記述するものであるため、両報告書の間で重複した記述も多い。そのため、国会事故調に含まれず政府事故調を受けて講じられた措置やその進捗がわかりにくい記載となっている。

このような状況を踏まえ、政府事故調フォローアップ報告書については、毎年度、全体版の報告書の掲載を行う代わりに、国会事故調の提言には含まれて

いない政府事故調報告書独自の提言事項に関して政府の取組に進展があった場合に当該取組を報告することとしている。なお、該当する政府事故調の提言は表2のとおりである。

引き続き、政府としては、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた取組を確実に実施していくこととしており、取組状況の定期的な公表は、国会事故調フォローアップ報告書及び上記の掲載で対応することとする。

表2 政府事故調フォローアップ報告書において独自に記載している取組

**提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの**

4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言
  - 南海トラフ巨大地震への対応
  - 首都直下地震等への対応
  - 地震調査研究の推進

**提言（4）被害の防止・軽減策に関するもの**

8. 諸外国との情報共有や諸外国からの支接受入れに関する提言
  - 諸外国との情報共有の体制整備
  - 諸外国からの支接受け入れの体制整備

**提言（7）継続的な原因解明・被害調査に関するもの**

2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言
  - 住民等の避難の実態に関する調査
  - 記録の収集・保存・公開等
  - 震災関連死に関する調査

## 2. 政府が講じた措置（下線部分が取組に進捗のあった箇所）

### 提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

#### 提言（1）4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

- ① 地震についての科学的知見はいまだ不十分なものであり、研究成果を逐次取り入れて防災対策に生かしていかなければならない。換言すれば、ある時点までの知見で決められた方針を長期間にわたって引きずり続けることなく、地震・津波の学問研究の進展に敏感に対応し、新しい重要な知見が登場した場合には、適時必要な見直しや修正を行うことが必要である。

#### （南海トラフ巨大地震への対応）

南海トラフ巨大地震については、内閣府に設置した南海トラフの巨大地震モデル検討会において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフにおける最大クラスの地震・津波像を検討し、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、平成24年8月29日に南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等の推計（第二次報告）及び建物・人的被害の想定（第一次報告）を、平成25年3月18日に施設等の被害及び経済的な被害の想定（第二次報告）を取りまとめ、これらの被害想定結果等も踏まえ、同年5月28日に最終報告を取りまとめた。また、同年11月に改正され、同年12月に施行された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき、平成26年3月には、上記最終報告等を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成し、今後10年間で達成すべき減災目標及びその達成のための具体的な施策を定めた。さらに、平成27年12月には、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「首都直下地震モデル検討会」において、南海トラフ沿いで巨大地震が発生した場合に想定される長周期地震動について合同で検討を進め、「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」を取りまとめた。

平成28年6月からは、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで発生する大規模地震の予測可能性に関する科学的知見の取りまとめや、南海トラフの震源域で見られる現象の活用を視野に入れた地震防災対応の在り方の検討等を行い、平成29年9月に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」において、防災対応を実

施するための仕組みや具体的な防災対応の検討に当たっての留意点等について取りまとめた。これを受けて、同年11月より、気象庁が南海トラフで異常な現象を捉えた場合に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うこととし、この情報が発表された際の政府の対応についても決定し、運用を開始している。

また、平成30年3月からは、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループにおいて、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討し、同年12月に「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」を取りまとめた。本報告を踏まえ、平成31年3月に、地方公共団体や企業等が取るべき防災対応を検討する際の参考となるよう、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。加えて、令和元年5月には、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を変更し、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合の防災対応等を盛り込んだ。

令和6年3月に基本計画の策定から10年を迎えることを踏まえ、令和5年2月に内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」及び同年3月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策が検討され、令和7年3月に報告書が取りまとめられた。

## 提言（１）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの

### 提言（１）４．防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言

② 発生確率が低いかあるいは不明という理由により、財源等の制約からある地域が防災対策の強化対象から外されていた場合、万一、大地震・大津波が発生すると被害は非常に大きくなると考えられる。行政は、少数であっても地震研究者が危険性を指摘する特定の領域や、例えば津波堆積物のような古い時代に大地震・大津波が発生した形跡がある領域については、地震の実態解明を急ぐための研究プロジェクトを立ち上げるとか、関係地域に情報を開示して、行政、住民、専門家が一体となって万一に備える新しい発想の防災計画を策定する等の取組をすべきである。

### （地震調査研究の推進）

東日本大震災を踏まえ、政府の10年間の地震調査研究の方針である「新たな地震調査研究の推進について」（平成21年4月21日地震調査研究推進本部）を見直し、中央防災会議の議論を経た上で、平成24年9月6日に改訂した。同方針では、「東北地方太平洋沖地震の影響により、震源域周辺での津波を伴う規模の大きい誘発地震が発生する可能性も懸念されており、これらの地震・津波などについても調査観測を推進する。なお、これらの地域以外においても、大きな被害を及ぼす地震及び津波が発生する可能性があることを常に念頭に置いて調査観測を推進し、知見を蓄積していく必要がある」等とされている。

これを受けて、平成25年度より、①地震発生の可能性が指摘されており、関係地方公共団体から調査実施の要望があるとともに、調査不足域となっている日本海側における地震・津波の調査研究、②過去大津波発生の痕跡があり、調査が進められていない南西諸島における地震・津波の調査研究を実施した。また、事業を進める中で得られた新たな知見を活用して、地方公共団体における防災計画や復旧・復興計画の策定に活用するため、行政、住民、専門家が一体となって防災対策等を検討する地域の説明会や研究会等を開催してきた。令和3年度は、これらの調査研究によって得られた知見も踏まえ、地震調査研究推進本部の地震調査委員会において、「日本海南西部の海域活断層の長期評価」を公表するとともに、「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価」を改訂した。

また、令和6年1月1日の能登半島地震の発生を受け、速やかに防災対策にも利活用できるよう、内陸で発生する地震及び海域活断層の長期評価について、公表可能な結果を早期に公表していく方針を決定し、同年8月には地震調査研究推進本部の地震調査委員会において、「日本海側の海域活断層の長期評価一兵庫

県北方沖～新潟県上越地方沖一（令和6年8月版）」として、活断層の位置・形状やそこで発生する地震の規模に関する情報等を公表した。

<関連白書等：防災白書、文部科学白書>